



島根県報

令和2年6月26日（金）

第 118 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地処分	（農 村 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（5件）	（森 林 整 備 課）	2
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	5
島根県・松江市屋外広告物講習会の開催	（ " ）	5

【特定調達公告】

可搬型モニタリングポストの購入に係る随意契約の相手方等	（原子力安全対策課）	6
島根県第4オープン基盤構築運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等	（情 報 政 策 課）	6
空港用スノーパ除雪車の調達に係る一般競争入札の実施	（港 湾 空 港 課）	7

告 示**島根県告示第419号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和2年6月17日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区（引野工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第420号

令和2年農林水産省告示第745号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市金城町久佐イ1267内16	大谷 鶴一

島根県告示第421号

令和2年農林水産省告示第586号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町広石811	中島 竹三郎

島根県告示第422号

令和2年農林水産省告示第588号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町上高尻733-62	岡野 正典

鹿足郡吉賀町上高尻735-12

田野 守登

島根県告示第423号

令和2年農林水産省告示第587号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町抜月3009-117、3009-196	斎藤 朗雄

島根県告示第424号

令和2年農林水産省告示第842号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町六日市1105-2	田村 兵八

島根県告示第425号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸山達也

名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社)	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社)	令和2年7月13日
		東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑ビル6階 (東北事務所)	東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑ビル6階 (東北事務所)	
		宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 (福島事務所)	宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 (福島事務所)	
		福島県郡山市中町11番5号 やまのい	福島県郡山市中町11番5号 やまのい	

ビル1003号室 (群馬事務所) 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階 (埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 (千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 (神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階 (長野事務所) 長野県長野市南県町1082番地 ND南県町ビル5階 (愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 (三重事務所) 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階 (岡山事務所) 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階 (広島事務所) 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室 (香川事務所) 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階 (愛媛事務所) 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 (福岡事務所) 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階 (佐賀事務所) 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号 朝日生命佐賀駅前ビル3階	ビル1003号室 (群馬事務所) 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階 (埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 (千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 (神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区高二丁目12番6号 崎陽軒ビル ヨコハマ・ジャスト1号館7階 (長野事務所) 長野県長野市南県町1082番地 ND南県町ビル5階 (愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 (三重事務所) 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階 (岡山事務所) 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階 (広島事務所) 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室 (香川事務所) 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階 (愛媛事務所) 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 (福岡事務所) 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階 (佐賀事務所) 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号 朝日生命佐賀駅前ビル3階
---	--

	(長崎事務所) 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル2階	(長崎事務所) 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル2階	
	(鹿児島事務所) 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室	(鹿児島事務所) 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室	
	(沖縄事務所) 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	(沖縄事務所) 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸山達也

1 開発区域

鹿足郡吉賀町沢田155番3の一部、156番の一部、165番の一部、167番1の一部、156番地先から165番地先まで
面積 806.88平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鹿足郡吉賀町六日市750番地
吉賀町長 岩本 一巳

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県・松江市屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸山達也

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 主催

島根県及び松江市

3 期日及び場所

期日 令和2年8月27日（木）及び同月28日（金）

場所 松江市殿町8-3

島根県市町村振興センター（タウンプラザしまね） 6階 大会議室

4 受講申込受付期間

令和2年7月1日（水）から同年8月7日（金）まで

5 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

6 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

7 受講手数料

4,010円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

可搬型モニタリングポストの購入 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年5月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

応用光研工業株式会社 代表取締役 江原 直行 東京都福生市大字熊川1642番地26

5 随意契約に係る契約金額

40,480,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県第4オープン基盤構築運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年6月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 代表取締役 上田 健 広島県広島市南区比治山本町11番20号

5 随意契約に係る契約金額

472,560,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用スノーパ除雪車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12 隠岐空港管理所

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部港湾空港課空港整備グループ
電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247
電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法
本公告の日から令和2年7月27日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。
なお、これにより難い場合は次により交付する。
- ア 交付期間
本公告の日から令和2年7月27日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所
- (7) 4の場所
(i) 島根県ホームページ上（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/）
- (2) 入札説明会
実施しない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年7月27日（月）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 電子調達システムによる入札の期間
令和2年8月11日（火）午前9時から同月12日（水）午後4時まで
- (2) 書面による入札の日時、場所等
- ア 日時
令和2年8月12日（水）午後4時まで
- イ 場所
4の場所
- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年8月12日（水）午前11時までに到着していること。
- (3) 開札の日時及び場所
- ア 日時
令和2年8月13日（木）午前10時
- イ 場所
4の場所
- 8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1X Sweeper Snow Plow for Airport use
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. August 11, 2020 to 4 : 00 p.m. August 12, 2020
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. August 12, 2020
(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on August 12, 2020)
- (4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5934